

第4回

遠賀川河口域利用対策協議会

資料

項目

1. 不法係留船対策に係る経緯と計画の概要について
2. 第2期重点的撤去区域の公示後の対策について
3. 平成24年9月の実態調査について
4. 平成25年度以降の対策について

平成25年1月23日

1. 不法係留船対策に係る経緯と計画の概要について

1-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯

H22年度

- ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 (H22年11月)
[第1～5回 西川利用対策会議(H21年5月～H22年6月)]
- ・第1・2回 遠賀川河口域利用対策協議会 (H22年9月・H23年1月)

- 遠賀川河口における不法係留船対策に係る計画書の策定・公表 (平成23年2月)
- **第1期 重点的撤去区域**の設定 (H23年4月より 遠賀川・西川高水敷)

H23年度

- ・第2回 遠賀川下流部利用者会議 (H23年12月)
- ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 (H24年2月)

- **第2期 重点的撤去区域**の設定 (H24年4月より 西川島津橋上流など)

H24年度

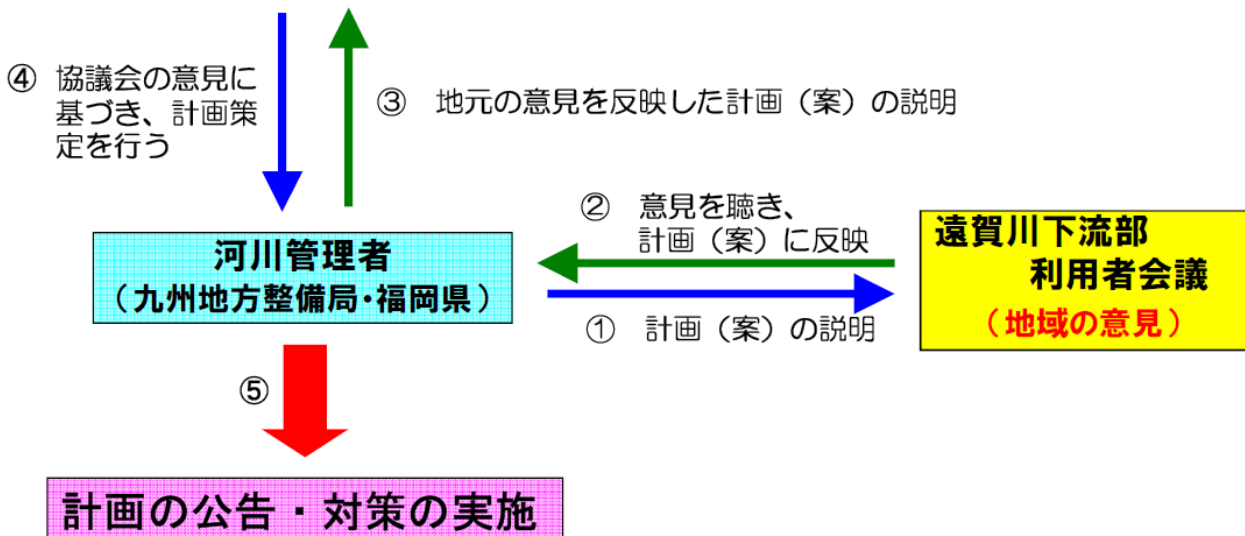
- ・第3回 遠賀川下流部利用者会議 (H24年11月29日)
- ・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会 (H25月1月23日 **本日**)

- **第3期 重点的撤去区域**の設定(予定) (H25年4月より 新西川橋～島津橋)

参考

遠賀川河口域利用対策協議会と 遠賀川下流部利用者会議の関係

遠賀川河口域利用対策協議会



- * 協議会は、地域の意見を聴きつつ、計画の内容を検討する
- * 河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画や対策内容を策定・公告・実施する

1-2 不法係留船対策に係る計画書の概要 (平成23年2月策定)

1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

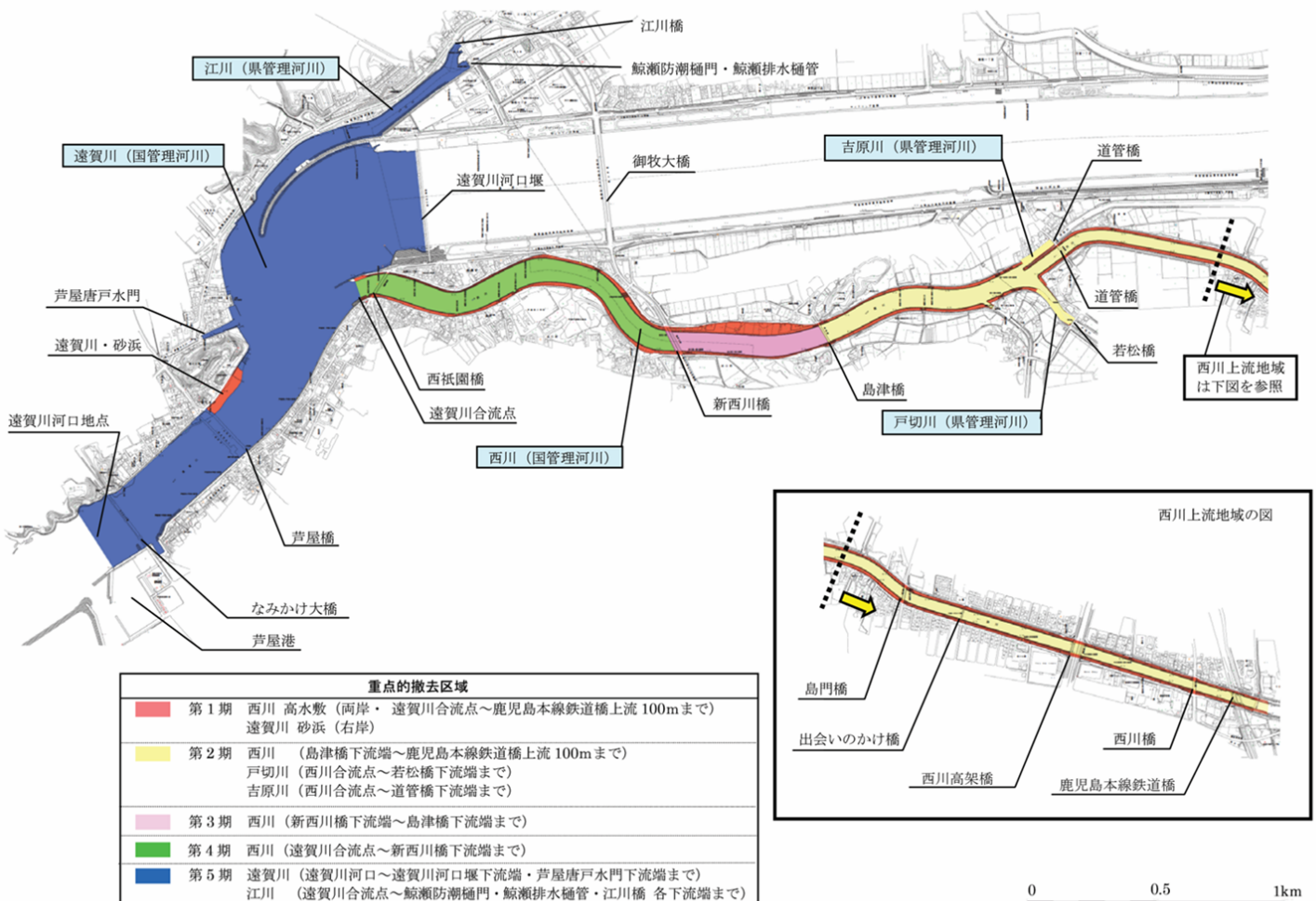
2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

3. 規制措置の周知

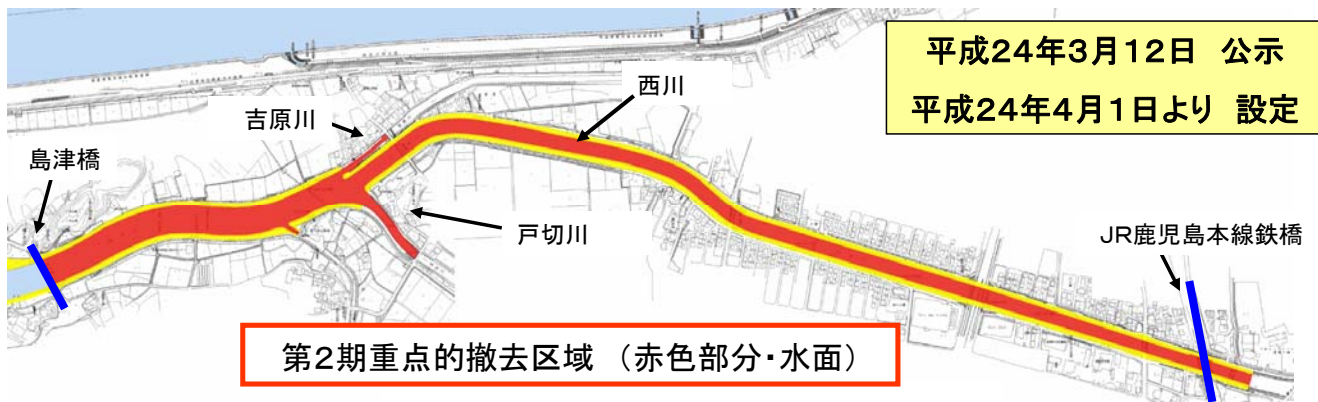
→重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置(代執行など)を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

『段階的に設定する重点的撤去区域』(第1期～第5期)

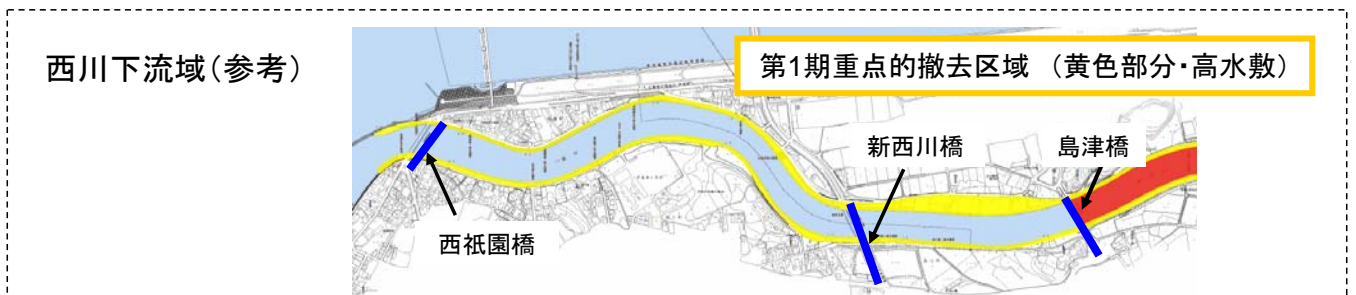


1-3 第2期重点的撤去区域の公示概要

※赤色部分



- ◇国管理河川 西川 島津橋上流 (島津橋下流端からJR鉄橋上流100mまで 約3.5km)
- ◇県管理河川 吉原川 (西川合流点から道管橋下流端まで 約0.1km)
- ◇県管理河川 戸切川 (西川合流点から若松橋下流端まで 約0.2km)



2. 第2期重点的撤去区域の公示後の対策について

2-1 実施した対策

① 警告チラシの設置

(平成24年 8月、9月、11月に実施)

より周知するため船舶に直接設置



② 船舶所有者に対して

郵送にて情報提供

(平成24年3月、6月実施)



③ 船価鑑定の実施

(平成24年8月実施)

第三者機関による船価鑑定を実施

水上から、
より詳細に鑑定



④ 行政指導の強化

第2期重点的撤去区域において、

平成24年7月	撤去指示書の送付 ※所有者判明船
平成24年8月	撤去指示書の現地設置 ※所有者不明船
平成24年9月	撤去警告書送付 ※所有者判明船
平成24年10月	監督処分(命令書)の公告 ※所有者不明船 弁明機会の付与(通知) ※所有者判明船
平成24年11月	簡易代執行(強制撤去)の実施 ※所有者不明船2隻 監督処分(命令書)・不利益処分(理由)の通知 ※所有者判明船
平成24年12月	戒告通知 ※所有者判明船
平成25年1月	代執行令書の発出(予定) ※所有者判明船
平成25年2月	行政代執行(強制撤去)の実施(予定) ※所有者判明船

⑤ 簡易代執行（強制撤去）の実施（平成24年11月27日）



第2期重点的撤去区域に係留されている所有者不明の船舶2隻を強制撤去



係留されている船舶をトラックで一時保管場所へ移動



係留された船舶をつり上げ、撤去



撤去した船舶を西川・島津橋下流に設置した一時保管場所へ移動

⑥ 代執行による船舶の一時保管場所の確保（平成24年度から活用）

規制措置の強化にともない、撤去した船舶を一時保管する場所が必要となる。そこで、西川左岸・島津橋下流にある国有地を活用し、船舶の保管場所を整備。（30隻程度確保可能）



一時保管場所設置の位置図



一時保管場所

⑦ 受け入れ施設となる遠賀川河口域保管施設への占用許可

遠賀川河口域にある保管施設に対して、『第2回 遠賀川河口域利用対策協議会(平成23年1月)』において、水面の利用の向上及び適正化に資する者であると認められたことから、河川敷の占用許可協議を実施。

◇芦屋マリーナ 平成24年9月に占用を許可

◇ヨットハーバー芦屋 現在協議中

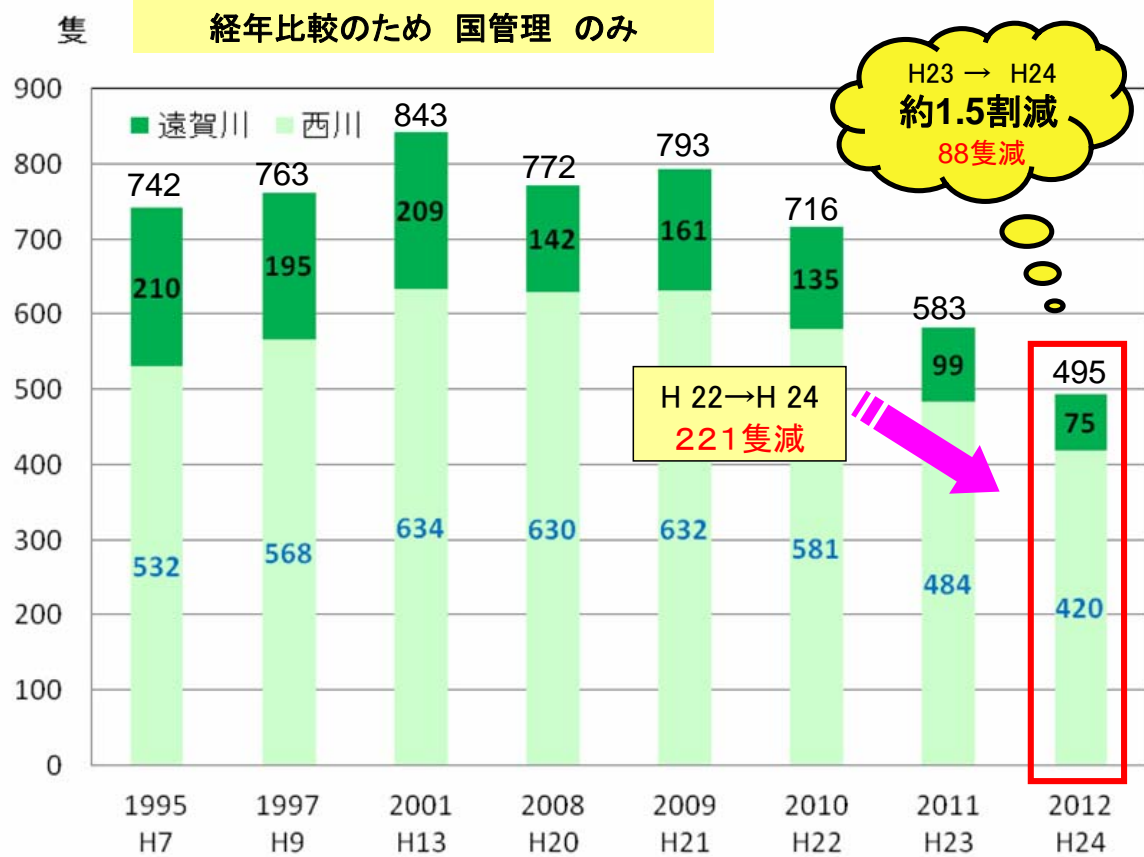
※芦屋マリーナは、昨年度末オーナーが替わり、名称が「芦屋マリン」から「芦屋マリーナ」に変更。



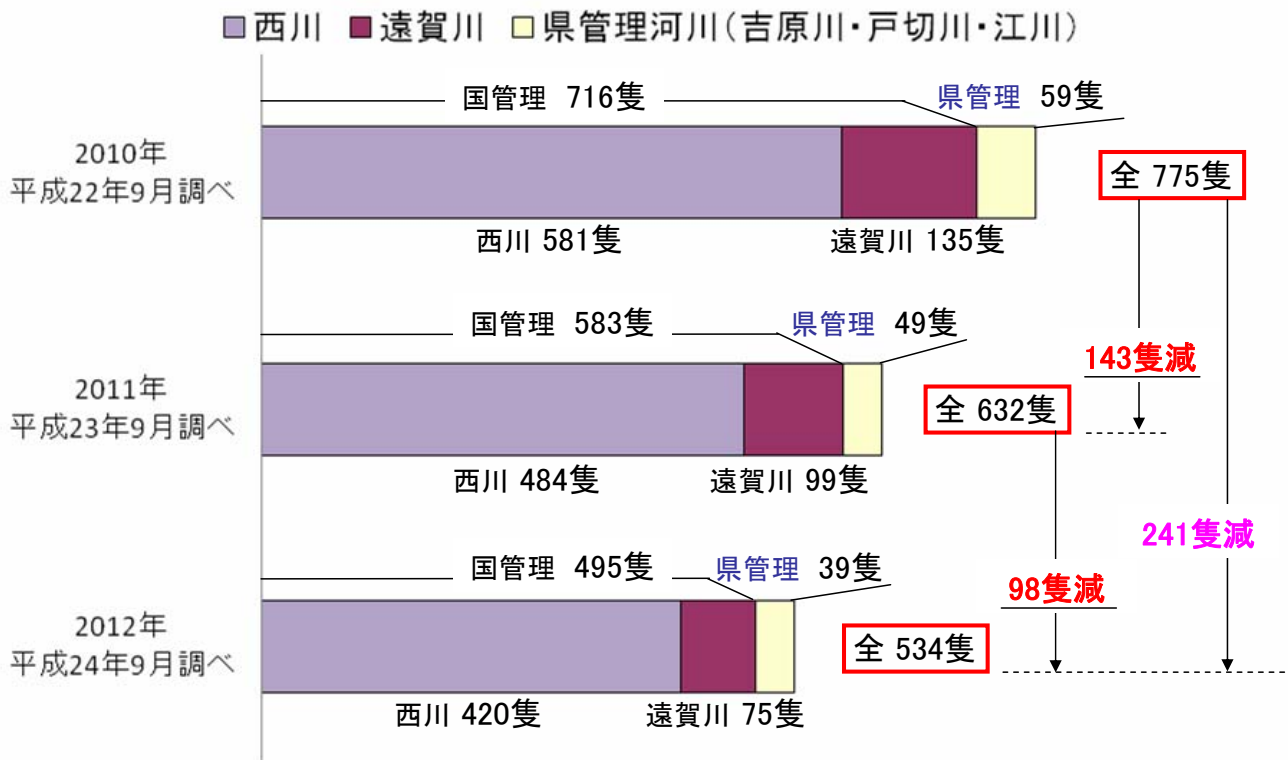
芦屋マリーナは、新たに施設が再整備された

3. 平成24年9月の実態調査結果について

3-1 経年変化



3-2 3年間の比較



平成22年から平成24年までの間で全河川で241隻の不法係留船が減少している。

河川別にみる4年間の比較

	H21年9月	H22年9月	H23年9月	H24年9月
西川	632隻(100%)	581隻	484隻	420隻(66.5%)
遠賀川	161隻(100%)	135隻	99隻	75隻(46.6%)
計(国)	793隻(100%)	716隻	583隻	495隻(62.4%)
吉原川	4隻(100%)	4隻	2隻	1隻(25.0%)
戸切川	7隻(100%)	7隻	3隻	0隻(0.0%)
江川	53隻(100%)	48隻	44隻	38隻(71.7%)
計(県)	64隻(100%)	59隻	49隻	39隻(60.9%)
合計	857隻(100%)	775隻	632隻	534隻(62.3%)

※印 %は、H21年を100%として比較

重点的撤去区域別にみる4年間の減少傾向

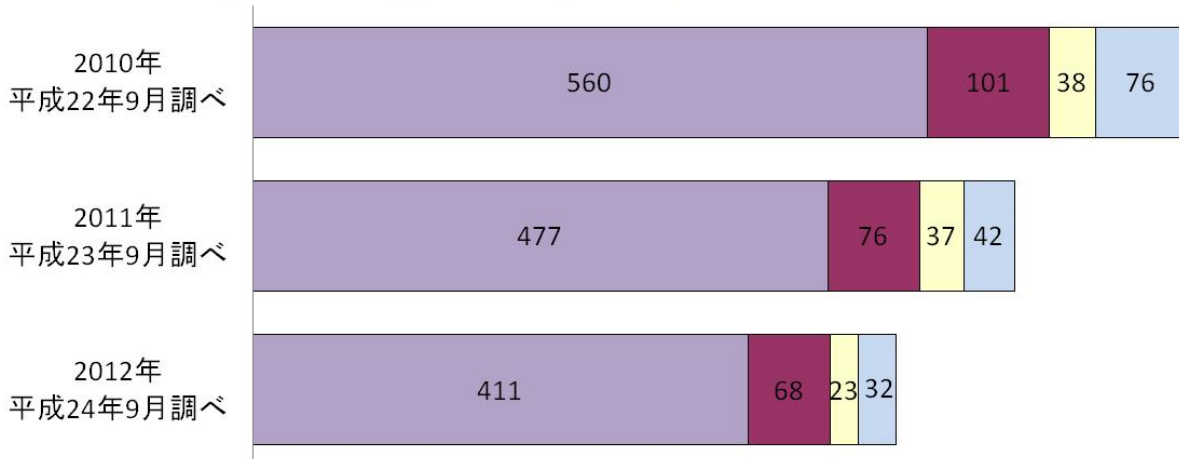
単位：隻

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	
H21	88	100%	63	100%	171	100%	389	100%	146	100%
H22	69	78.4%	59	93.7%	162	94.7%	352	90.5%	133	91.1%
H23	22	25.0%	45	71.4%	139	81.3%	303	77.9%	123	84.2%
H24	1	1.1%	24	38.1%	122	71.3%	274	70.4%	113	77.4%

※ 第1期は、昨年度0隻となったが、その後1隻が西川高水敷に放置。なお、現在行政指導中。

不法係留船・放置の内訳 (検査済などについて)

■検査済み ■検査切 □不明 □廃船(沈船を含む)



《 H23年とH24年の比較 》

平成22年9月・平成23年9月・平成24年9月調査結果を基本に作成

	H23年→H24年	結果
検査済	477隻→411隻	66隻減
検査切	76隻→68隻	8隻減

	H23年→H24年	結果
不明	37隻→23隻	14隻減
廃船	42隻→32隻	10隻減

検査済とは、

小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶 (航行しても問題がない船)

《所有者特定と居住地》

	H23年(632隻) ↓ H24年(534隻)	特定率
所有者特定	531隻 → 489隻	
所有者非特定	101隻 → 45隻	

84.0%

↓

91.6%

所有者特定された方々の居住地割合

地域	隻	割合	
北九州市全体	241	49.3%	
北九州市内の内訳	八幡西区	148	30.3%
	若松区	41	8.4%
	小倉南区	13	2.7%
	八幡東区	16	3.3%
	戸畑区	10	2.0%
	小倉北区	11	2.2%
	門司区	2	0.4%
芦屋町	40	8.2%	
岡垣町	35	7.2%	
水巻町	27	5.5%	
中間市	28	5.7%	
遠賀町	16	3.3%	
直方市	20	4.1%	
宗像市	19	3.9%	
その他	63	12.9%	
合計	489	100.0%	

平成24年9月調査結果から作成

9割(92%)の船舶で所有者が判明
所有者の半数近くが北九州市に在住

※本年度より、小型船舶の検査情報からも所有者の特定が可能となり、所有者特定率が高まった。

遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について

(平成24年9月調べ)



3-3 まとめ

この1年間で98隻(約1.5割)の不法係留船が減少しており、その多くが自主撤去(移動)である。

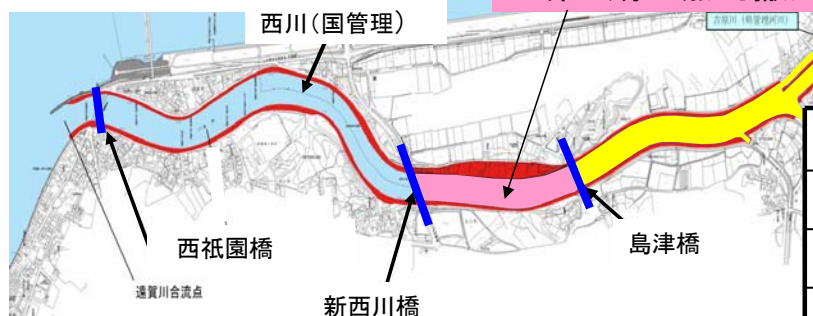
この点を踏まえると、遠賀川河口域の不法係留船対策は確実に進んでいる。

なお、今後保管施設への誘導対象となる『検査済』船舶と遠賀川河口域周辺の既存保管施設の収容余力を比較すると、当面、受入施設は確保されている。

4. 平成25年度以降の対策について

4-1 第3期重点的撤去区域の設定について

第3期重点的撤去区域(西川・島津橋～新西川橋まで)



対象船舶 (122隻) H24年9月現在

	検査済	検査切等	計
右岸	68隻	11隻	79隻
左岸	31隻	12隻	43隻
計	99隻	23隻	122隻



第3期重点的撤去区域における対策スケジュール

【 予定 】

H25.1.23 第4回 遠賀川河口域利用対策協議会開催

→協議会において『第3期重点的撤去区域』設定の意見聴取

H25.3頃 第3期重点的撤去区域設定の公示

→遠賀川河口域に係留している全船舶に対して第3期重点的撤去区域が設定されることを周知

- ◇所有者判明している船舶所有者への郵送
- ◇所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

H25.4.1 第3期重点的撤去区域の設定(対策実施開始)



関係者(船舶所有者・住民等)の意見を伺いながら行政指導を強化し、自主撤去されない場合は強制撤去を実施していく

◎ 実施内容

①河川巡視の強化

再び係留(係留柱やロープ等の設置を含む)をさせないように河川巡視を強化する。

②周知の強化

看板や広報、ダイレクトメール等により、重点的撤去区域が設定されたこと等の周知を強化し、新たな不法係留が発生しないようにする。

③河川空間へのアクセス制限の強化

河川敷への車両の乗り入れを制限するため、『車止め』等を関係機関と連携して設置する。

◎ 試験的に実施予定の内容

①河川監視カメラの設置

係留船の状況等をリアルタイムに確認するため監視カメラを設置していく。

②バリケードの設置

対策が完了した西川上流域への船舶の航行を防止するため、第2期と第3期の境にバリケード(オイルフェンス等)を設置していく。